

電力システム改革に伴い特定規模電気事業者の皆様へ御留意いただきたい点

平成26年7月
資源エネルギー庁

1. 第1弾電気事業法改正（広域的運営推進機関の創設等）に伴い御留意いただきたい点

○昨年臨時国会で成立した「電気事業法の一部を改正する法律」(平成25年法律第74号)は、平成27年4月1日に施行されます。

※「電気事業法の一部を改正する法律」の詳細については、以下のURLを御参照下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/enagy_policy/denjihou/index.html

○第1弾改正後の電気事業法においては、

- ・広域的運営推進機関を創設することとしており、同機関は、早ければ、平成27年4月1日にも設立されることとなります。また、全ての電気事業者は、広域的運営推進機関への加入義務が課せられており（法第27条の11）、特定規模電気事業者の皆様も広域的運営推進機関に加入していただく必要があります。会費の負担や広域的運営推進機関の定めるルールに従うことが必要となります。具体的な加入手続き等については、広域的運営推進機関の定款等に記載されることとなります。
- ・また、全ての電気事業者は、供給計画の経済産業大臣への届出が義務付けられており（法第29条）、特定規模電気事業者の皆様も、供給計画の届出を行っていただく必要があります。供給計画の具体的な様式等については、今後省令で定めることとしており、省令を定めた際は改めて周知させていただきます。
- ・さらに、業務改善命令の対象が、特定規模電気事業者を含む全ての電気事業者に広げられることとされており（法第30条）、電気事業の運営が適切でないため、電気の利用者の利益を阻害していると経済産業大臣が認める場合には、特定規模電気事業者に対しても業務改善命令が行われることとなります。

2. 第2弾電気事業法改正（小売全面自由化）に伴い御留意いただきたい点

○本年の通常国会で成立した「電気事業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第72号）により、平成28年を目途に、小売全面自由化が実施されることとなります（具体的な実施時期については、今後、政令で規定予定）。

※「電気事業法等の一部を改正する法律」の詳細については、以下のURLを御参照下さい。

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform004/

○第2弾改正後の電気事業法においては、小売電気事業を営もうとする者は経済産業大臣の登録を受けることを求めることとしており、小売電気事業者に対しては供給力確保義務、契約締結前の説明義務、契約締結時の書面交付義務、苦情処理義務等の義務を課すこととしています（法第2章第1節）。現行法上の特定規模電気事業は今後、小売電気事業に該当することとなりますが、こうした義務を適切に履行できるか否かを確認する等の観点から、特定規模電気事業者の皆様にも、小売電気事業の登録を改めて受けていただく必要があります。なお、小売全面自由化後、現行法上の特定規模需要のみに供給を行う場合でも、同様に小売電気事業の登録が必要となります（登録要件を満たさない場合、小売電気事業は行えません）。

○小売電気事業の登録申請については、小売全面自由化実施前に、事前の登録申請を行うことが可能となっていますが（附則第6条）、事前登録申請の開始日は、政令で定めるとされており、政令で定めた際には、特定規模電気事業者の皆様にも周知させていただきます。

今後の事業活動にあたっては、上記の点に御留意いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

資源エネルギー庁 電力市場整備課長 伊藤 担当者：近藤（電話）03-3501-1748
電力改革推進室調整官 安永 担当者：高木（電話）03-3580-0877